

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 65)

堅ろう建物等の残存使用 可能期間の認定申請書		※整理番号	
税務署受付印		※課税/不課税	
平成 年 月 日	親職人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法人名		
	<input type="checkbox"/> 単連	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 体結	(フリガナ)	電話() -
	<input type="checkbox"/> 法親	代表者氏名	〒
	<input type="checkbox"/> 人法人	代表者住所	〒
税務署長殿		この申請に回答する係及び氏名	電話() -
		事業種目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ)	整理番号	
	法人名	部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	決 算 期	
	(フリガナ)	業 種 番 号	
	代表者住所	整 理 簿	
代表者氏名	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
代表者住所			
事業種目			
次の資産の減価償却について償却可能限度額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。			
認定を受ける減価償却資産の明細			
種 類 (設備の種類を含む)	1		
構 造 又 は 用 途	2		
細 目 (資産の名称)	3		
所 在 す る 場 所	4		
取 得 年 月 日	5	年 月 日	
取 得 価 額	6		円
償却可能限度額に達した事業年度終了の日	7	平成 年 月 日	
同上における帳簿価額	8		円
認定を受けようとする月数	9		
月数の算定根拠			
税理士署名押印		⑩	
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		整理簿	備考

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 60)

堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定申請書		※整理番号	
税務署受付印			
平成 年 月 日	(フリガナ)	法 人 名	
	<input type="checkbox"/> 納 税 地	〒	
	<input type="checkbox"/> (フリガナ)	電話() -	
	<input type="checkbox"/> 代表者氏名	〒	⑩
	<input type="checkbox"/> 代表者住所	〒	
	<input type="checkbox"/> この申請に回答する係及び氏名	電話() -	
税務署長殿		事業種目	業
次の資産の減価償却について償却可能限度額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。			
認定を受ける減価償却資産の明細			
種 類 (設備の種類を含む)	1		
構 造 又 は 用 途	2		
細 目 (資産の名称)	3		
所 在 す る 場 所	4		
取 得 年 月 日	5	年 月 日	
取 得 価 額	6		円
償却可能限度額に達した事業年度終了の日	7	平成 年 月 日	
同上における帳簿価額	8		円
認定を受けようとする月数	9		
月数の算定根拠			
税理士署名押印		⑩	
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		整理簿	備考

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 65)</p> <p style="text-align: center;">堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、堅ろう建物等（法人税法施行令第61条第2項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が償却可能限度額（取得価額の100分の95相当額）に達したものについて、さらにその帳簿価額が1円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに使用してください。（法人税法施行令155条の6の規定を含む）</p> <p>2 この申請書は、1の認定を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類（設備の種類を含む。）1」、「構造又は用途2」及び「細目（資産の名称）3」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。</p> <p>(4) 「所在する場所4」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。</p> <p>(5) 「同上における帳簿価額8」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累計額が償却可能限度額に達することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。</p> <p>(6) 「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 60)</p> <p style="text-align: center;">堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>（追加）</u>堅ろう建物等（法人税法施行令第61条第2項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が償却可能限度額（取得価額の100分の95相当額）に達したものについて、さらにその帳簿価額が1円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに使用してください。<u>（追加）</u></p> <p>2 この申請書は、1の認定を受けようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p>(1) 「種類（設備の種類を含む。）1」、「構造又は用途2」及び「細目（資産の名称）3」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。</p> <p>(2) 「所在する場所4」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。</p> <p>(3) 「同上における帳簿価額8」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累計額が償却可能限度額に達することとなった日の属する事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。</p> <p>(4) 「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。</p>